

村民各位

平成30年度 昭和村農作業標準賃金

平成30年度の農作業賃金は、隣接町村との均衡や諸物価等を参考として次のとおり定めましたのでお知らせします。

(消費税込8%)

■
守
つ
て
い
ま
す
か
—
安
全
運
転
操
作
の
基
本
—

作業種類	単位	標準額	備考
田畑耕起	10a	4,860 円	1枚5a未満は50%、5a～10a未満は30%増、ほ場条件が悪い場合は当事者間で協議のこと。
代かき	10a	5,940 円	
機械田植え	10a	5,400 円	角植えは含まない。
コンバイン刈り取り	10a	18,360 円	倒伏田、湿田、1枚10a未満の田は30%増
籾運搬	10a	2,700 円	1枚10a未満の田は20%増
出荷米等運搬	1袋	108 円	30kg入り
農作業賃金 (軽作業)	1日	6,400 円	1日の作業時間は8時間 時給の場合は1時間当たり800円 専門作業賃金はその内容により当事者間で協議のこと。
肥料散布	10a	1,080 円	10a当たり 20kg入り3袋基準
機械防除	10a	756 円	除草剤散布を含む。
畦畔塗り	1m	54 円	機械塗り
草刈り	1時間	1,944 円	機械刈り(機械及び燃料代を含む)
乾燥・調整	30kg/袋	810 円	水分24%基準
そば刈取り	10a	5,940 円	倒伏したもの、1枚10a未満の圃場については、当事者間で協議のこと。
そば 乾燥・調整	1kg	45 円	水分15%基準、1袋(22.5kg)あたりは、1,012円

■
集
落
営
農
で
生
産
性
向
上
と
地
域
の
活
性
化
を
図
ろ
う
!!

昭和村農作業賃金協議会(電話 57-2117)

【裏面もご覧下さい】

昭和村農地賃借料情報

平成 21 年の改正農地法等の施行により、農業委員会は貸し借りの目安となるよう借り賃の動きについて情報提供を行うこととなりました。

昭和村における平成 29 年 1 月から 12 月までに締結（公告）及び変更された賃貸借における賃借料水準（10a あたり）は以下のとおりとなっております。

この「賃借料情報」は、貸し手と借り手の契約時の参考として提供するものです。あくまで参考であり、貸し手と借り手の双方の話し合いの中で賃借料を決めてください。

田（水稲）

締結(公告)された地域名	平均額	最高額	最低額	データ数
松 山	6,631	6,860	6,174	3
野 尻	6,370	6,370	6,370	122
中 向	7,000	7,000	7,000	1
下中津川	5,880	5,880	5,880	1
小中津川	4,737	4,900	4,410	3
佐 倉	6,000	7,000	5,000	6
両 原	5,000	5,000	5,000	1

田（飼料用米）

締結(公告)された地域名	平均額	最高額	最低額	データ数
大 芦	4,760	4,900	4,410	7

田（そば）

締結(公告)された地域名	平均額	最高額	最低額	データ数
野 尻	6,370	6,370	6,370	11
小中津川	4,900	4,900	4,900	3

田（かすみ草）

締結(公告)された地域名	平均額	最高額	最低額	データ数
中 向	6,300	6,300	6,300	2
小中津川	4,900	4,900	4,900	1

畑（かすみ草）

締結(公告)された地域名	平均額	最高額	最低額	データ数
中 向	7,050	7,100	7,000	2

※ 10a あたりの賃借料を取り決めたものみのデータです。

※ 1カ所(複数の筆)当たりの賃借料を設定したデータは含みません。

参考情報

平成 29 年の利用権設定は 188 筆で、そのうち、使用貸借（無償の貸借）は、25 筆で全体の 13% でした。なお、使用貸借のうち 44% が親族間によるものでした。

平成 30 年 4 月

**農業委員会の定例会は毎月 20 日前後を予定しています。利用権設定等の
申し出は、毎月 10 日までに農業委員会事務局までお願いいたします。**

昭和村農業委員会 TEL 0241-57-2117